

高齢者虐待防止のためのマニュアル（指針）

（運営基準省令 192 条で準用する第 37 条の 2 の規定に基づく虐待防止のための指針）

介護付有料老人ホーム 望海の里

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当施設入居者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するとともに、入居者の抱える困りごとに寄り添いその解消のサポートができる専門性や、入居者をケアする職員自身の心身のケアについて教育研修を行うなどを目的として本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとします。

虐待に該当する具体的な行動（高齢者虐待防止法により下記の通り整理されています）

- 1）身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加える行為
- 2）放棄・放任：高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る行為
- 3）心理的虐待：高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行う行為
- 4）性的虐待：高齢者との合意のない性的な行為やわいせつな行為の強要
- 5）経済的虐待：高齢者の金銭を無断で使用したり金銭の使用を理由なく制限する行為

2 身体拘束・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生防止等に取り組むにあたって「身体拘束・虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・ 施設長（委員長・高齢者虐待防止担当者）
- ・ 介護支援専門員（副委員長）
- ・ 生活相談員
- ・ 看護介護課 課長
- ・ 安全対策委員会メンバー
- ・ その他必要に応じ委員を指名する

高齢者虐待防止メンバーの責務及び役割分担は以下の通りとします。

責務・役割分担	担当者
虐待防止委員会の責任者(虐待防止担当者)	ケア全般の責任者である施設長
虐待防止委員会の担当者	生活相談員・計画作成担当者
虐待発生時のケアプランの見直しや入居者・保障人に対する説明	計画作成担当者 (介護支援専門員)
医療的ケアに関する検討・助言	看護介護課主任

③ 高齢者虐待防止委員会の検討・決定事項

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- キ) 再発防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

④ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な虐待防止研修の実施（年2回以上）
- ② 新規採用職員への虐待防止研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

- ア) 入居者の抱える困りごとに寄り添いサポートができる専門性
- イ) 入居者をケアする職員の心身のケア
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2②で定められた高齢者虐待防止担当者（＝施設長）とします。
- ②事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。
 - 1) 対応の流れ
 - 高齢者虐待防止担当者は、まず入居者の身体・精神状況を確認し、安全を確保します。
 - 速やかに法人や上長、保証人、行政にも第一報を報告します。
 - 虐待が疑われる職員やそれ以外の職員へ事実確認をします。臨時で虐待防止委員会を開催し、原因分析・対応方針を決定します。
 - 関係者へ最終的な報告をします。

6 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口や身元引受人と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族・保証人がいつでも閲覧できるよう施設玄関に設置するとともに、ホームページ上に公表します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則 この指針は令和5年3月1日から施行する。

版数	改訂日	改訂箇所	改訂内容	作成・確認者
第1版	R5. 2. 20	新規作成	指針作成	松田
第2版	R6. 3. 30	マニュアル見直し	なし	虐待防止委員会
第3版	R7. 3. 25	構成員役職	課長に変更	松田
第4版	R8. 5. 28	公表場所	ホームページ追加	松田